

金融庁における法令適用事前確認手続 (~~照会書~~)

平成 20 年 12 月 9 日

金融庁総務企画局市場課長 殿

照会者名

代理人弁護士

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 2. (3) の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

(1) 法令の名称及び条項

本照会にかかる法令の名称及び条項は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 166 条 1 項、2 項、5 項である。

(2) 本照会が金融庁における法令事前適用確認手続の対象となること

後記2において詳述するとおり、本照会に係る事案（以下「本事案」という。）は、照会者が、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、照会者の自己株式を取得するという事案である。本事案においては、照会者の「業務等に関する重要事実」（金融商品取引法第166条第1項）に該当する本件未公表重要事実（後記2において定義される。以下同じ。）が存在する場合には、本件未公表重要事実が公表された後でなければ、本件未公表重要事実を知った照会者の役員、代理人、使用人、その他の従業者（以下「役員等」という。）は、照会者の自己株式を取得することができないことになる（金融商品取引法第166条第1項）。

照会者の役員等が、金融商品取引法第166条第1項に違反して、本件未公表重要事実が公表される前に照会者の自己株式を取得した場合には、照会者が課徴金の納付を命じられる可能性があり（金融商品取引法第175条第7項・第1項第1号）、当該条項（金融商品取引法第166条第1項）が、「不利益処分の根拠を定めるものである場合」（金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則（以下「細則」という。）1. (1) ③）に該当することから、本照会は金融庁における法令適用事前確認手続の対象となる。

また、当該条項（金融商品取引法第166条第1項）により、民間企業である照会者が照会者の役員等の行為を通じて照会者の自己株式を取得することが禁止されることから、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」（細則1. (1) ④）にも該当することから、本照会は金融庁における法令事前適用確認手続の対象となる。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者の発行する普通株式は東京証券取引所等に上場されており、照会者は、金融商品取引法第24条第1項第1号に基づき有価証券報告書を提出している。

本事案においては、照会者が議決権の過半数を保有する会社であって、かつ平成20年6月に提出された照会者の有価証券報告書（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の「第一部、第5. 経理の状況」に記載された連結財務諸表において連結の範囲に含まれている会社（以下「会社A」という。）の業務執行を決定する機関が、金商法166条第2項第5号に掲げる事由の一に該当する事項を決定する可能性があるが、決定された場合でも、当該事実は、同項注書きが定める投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当しない場合がある（以下、当該事実を「本件未公表重要事実」という。）。なお、会社Aは、照会者が平成20年6月に提出した有価証券報告書（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の「第一部、第1. 4. 関係会社の状況」欄には「連結子会社」として名称、住所、資本金等の事項は記載されておらず、「重要性の乏しい関係会社」（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号、以下「開示府令」という。）第三号様式記載上の注意（7）・第二号様式記載上の注意（28）a 但書参照）であることを理由として、

「その他●社」として社数に含める形でのみ記載されている。照会者は、会社 A がかかる「重要性の乏しい関係会社」に該当し、会社 A を「その他●社」として社数に含める形でのみ記載することは金融商品取引法に基づき適正であると考えている。また、当該有価証券報告書のその他の箇所においても会社 A の名称は記載されていない。

照会者は、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定及び取締役会決議に基づき、過去自己株式を取得しているが、将来、本件未公表重要事実が公表される前に、更に自己株式を取得する可能性がある。なお、照会者は、取締役会において、会社法第 156 条第 1 項各号の自己株式取得に係る事項について決議を行っているが、本照会の時点では、将来行う可能性のある自己株式取得について、照会者の業務執行を決定する機関は、当該決議に基づく個別具体的な自己株式の取得についての決定を行っていない。

3. 当該事実が照会法令の適用対象となる（ならない）ことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

会社 A が照会者の金融商品取引法第 166 条第 5 項に定める「子会社」に該当する場合には、照会者の役員等は、金融商品取引法第 166 条第 1 項により、照会者の自己株式を取得することが禁止されることになる。

しかし、以下に詳述するとおり、会社 A は照会者の金融商品取引法第 166 条第 5 項に定める「子会社」には該当しないと考える。したがって、本件未公表重要事実に関しては、照会者の役員等は金融商品取引法 166 条第 1 項により自己株式を取得することは禁止されないと考える。

(2) 照会者の見解の根拠

ア 「企業集団に属する会社として記載された」の意義

金融商品取引法第 166 条第 5 項において「子会社」は、「他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定による四半期報告書又は第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたもの」と定義されている。そこで「企業集団に属する会社として記載された」の意義が問題となるが、以下の理由から、「企業集団に属する会社として記載された」とは、有価証券届出書の「第二部、第 1、4. 関係会社の状況」欄（開示府令第 2 号様式）、有価証券報告書の「第一部、第 1、4. 関係会社の状況」欄（開示府令第 3 号様式）、四半期報告書の「第一部、第 1、3. 関係会社の状況」欄（第四号の三様式）又は半期報告書の「第一部、第 1、3. 関係会社の状況」欄（開示府令第 5 号様式）に名称、住所、資本金等の事項が記載された場合又は有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書若しくは半期報告書のその他の箇所に財務諸表規則第 8 条第 3 項に規定される子会社として名称が記載された場合を意味し、「重要性の乏

しい関係会社」であることを理由として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、社数に含める形でのみ記載されている場合（開示府令第二号様式記載上の注意（28）、第三号様式記載上の注意（7））を含まないと考える。

- ① 「記載された」という文言からは、名称等が示されている場合を意味すると考えるのが通常の判断能力を有する一般人の理解であり、総数の数字に含まれているに過ぎない会社が「記載された」と考えるのは当該一般人の理解から乖離する。
- ② 「子会社」は、ある事象が、金融商品取引法第166条第2項第5号に掲げられた事項に該当するか否かを画する概念のひとつである。ある会社が「子会社」に該当する場合には、当該会社に関して同号に該当する事項が存在し、かつ金融商品取引法第166条第1項に違反する行為があれば、行為者に対して刑罰が課せられる（金融商品取引法第197条の2第13号）。したがって、「子会社」の範囲は、罪刑法定主義（憲法第31条）の観点から、明確でなければならない。しかるに、ある会社が、別の会社の提出する有価証券届出書及び有価証券報告書の「関係会社の状況」欄において、社数に含まれる形で記載されているか否かは有価証券届出書及び有価証券報告書の記載からは判断することはできない。金融商品取引法第166条第1項の適用を受ける者は、上場会社等の役員等（金融商品取引法第166条第1項第1号）に限られず、ある会社の企業集団にかなる会社が属するののかについて通暁しているとは言い難い者（例えば、会計帳簿閲覧等請求権を有する株主等（金融商品取引法第166条第1項第2号）、契約締結者等（金融商品取引法第166条第1項第3号）、情報受領者（金融商品取引法第166条第3項））も含まれるため、これらの者にとっては、上場会社等の役員等にもまして「子会社」の範囲を判断することが困難である。
- ③ 仮に、有価証券届出書及び有価証券報告書において、「重要性の乏しい関係会社」であることを理由として社数に含める形でのみ記載された子会社を「子会社」に含むと解する場合、開示府令第二号様式記載上の注意（28）、第三号様式記載上の注意（7）において明示的に記載が不要とされている非連結子会社以外のすべての子会社（すなわち連結子会社）が「企業集団に属する会社として記載された子会社」に該当することになる。しかし、もしそうであれば端的に「子会社」の定義を「企業集団に属する会社」と規定すれば足りたはずであり、社数に含める形でのみ記載された会社を「子会社」に含めると解する場合には「記載された」の文言を無視することになる。「子会社」の定義を定めた金融商品取引法第166条第5項は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成10年6月15日法律第107号）により追加された条項であるが、これより前は、旧証券取引法施行令（昭和40年政令第321号）第28条第2号及び旧会社関係者等の株券等の取引規制に関する省令（平成元年大蔵省令第10号）第3条において、「子会社」は、財務諸表規則第8条第3項に規定される子会社を意味する旨規定されていた。「企業集団」（金融商品取引法第5条第1項

第2号、開示府令第8条の2、財務諸表規則第8条)は、当該会社を除けば、財務諸表規則に規定された当該会社の子会社と同義であるから、上記改正前に政省令で規定されていた「子会社」概念をそのまま用いるのであれば、まさに「企業集団に属する会社」とだけ記載すればよかつたはずである。

イ 結語

以上から、照会者の提出した有価証券報告書の「第一部、第1、4. 関係会社の状況」欄に「連結子会社」として名称、住所、資本金等の事項が記載されず、社数に含める形でのみ記載されている一方、その他の箇所においても名称が記載されていない会社 A は照会者の金融商品取引法第166条第5項に定める「子会社」には該当しないと考えるべきである。

以上